

文書管理・電子決裁システムの構築・運用について

1 目的

本市では、昨年度策定した「明石市行政DX（デジタル改革）推進方針」に基づき、情報通信技術の活用による行政事務のデジタル化に取り組んでいます。

その一環として、「文書管理・電子決裁システム」を新たに構築し、これまで原則として紙文書により行ってきた市役所における公文書の処理（決裁や保存管理など）について、電子文書による処理を進めていきます。これにより、文書処理の簡素化や効率化を図り、迅速な意思決定や事務処理を行うことにより、市民サービスの向上を図ります。

2 システムの概要、メリット

市役所の全ての部署を対象に、收受・作成した文書の登録、回覧ルートの設定による電子決裁や電子供覧、完結後の文書をとじる簿冊の管理など、公文書の発生から保存・廃棄までの一連の流れをシステム上で行います。

(1)意思決定や文書処理の迅速化

- ・決裁を取るための出先機関から本庁への移動が不要となる、自宅などからの決裁が可能となるなど、意思決定に要する時間を短縮できます。
- ・決裁や供覧が完結した文書を簿冊に整理して綴じるという処理を省略できます。
- ・職員が、順番ではなく同時に供覧・回覧を行えます。
- ・過去の文書の検索を容易に行えます。

(2)情報セキュリティの強化

- ・文書の登録、更新などがすべて記録されるため、改ざんや紛失が防止できます。

(3)その他

- ・紙文書量の削減（ペーパーレスの推進）、庁舎空間の有効活用を図れます。

3 予算額（令和4年度当初予算で措置済み）

令和4年度 : 10,000千円

令和5～10年度 : 100,000千円（債務負担行為を設定）

※システムの構築（令和4～5年度）およびシステムの運用保守（令和10年度まで）に要する費用。

4 スケジュール（予定）

令和4年12月 公募型プロポーザル方式による受託業者の選定

令和5年1月～2月 システム構築・運用業務委託契約の締結、構築開始

令和6年2月 システムの運用開始

令和11年3月まで システムの運用・保守